

## 入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。  
本工事は令和6年3月から適用する労務単価の適用工事である。

令和6年3月27日

分任支出負担行為担当官  
近畿中国森林管理局  
京都大阪森林管理事務所長 氏橋 亮介

### 1. 工事概要等

- (1) 工事名 鳥垣林道改良工事(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 京都府綾部市睦寄町(古屋国有林)
- (3) 工事内容 別冊図書及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和6年11月1日まで  
なお、週休2日を達成できないことを事由に工期を減じることはしない。
- (5) 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の適用  
ア 本工事は、「総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)」(以下「本方式」という。)の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を含む)について合意するものとする。  
イ 本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率(落札金額を予定価格で除したものを乗じて得た各金額について合意する方式とする。  
ウ 本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)実施要領の制定について(試行)」(令和3年11月1日付け3林政政第357号林野庁林政部林政課長通知)及び「総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)実施要領の解説について(試行)」(令和3年11月1日付け林野庁林政部林政課長事務連絡)によるものとする。
- (6) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、国有林野事業の工事における競争参加資格確認資料の簡素化対象工事である。
- (8) 本工事は、災害復旧工事に準ずる工事であるため、施工困難工事に指定する。
- (9) 本工事は、週休2日を促進するため、現場閉所による週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事(受注者希望方式)である。  
契約締結後、工事着手前に週休2日の取組について協議して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)に基づく工事成績評定(以下「工事成績評定」という。)において評価を行うとともに、「森林土木工事における週休2日の取組実績証明書」を発行する。なお、現場閉所が4週8休以上でない場合は、現場閉所状況等に応じて請負代金額を変更するが、工事成績評定においてマイナス評価は行わない。

- (10) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (11) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所(相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間が60分程度)において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
- (12) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費等の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 近畿中国森林管理局における令和5・6年度に係る一般競争参加資格の「土木一式工事C、D等級」の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再確認を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に元請けとして完成・引渡し完了した、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該構成員の実績として認める。)  
同種工事：森林土木工事(治山事業における溪間工事・山腹工事、林道事業における林道(林業専用道を含む)新設工事、改良工事及び災害復旧工事)  
なお、同種工事の施工実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長(以下「森林管理局長等」という。)が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)第4の3に規定する工事成績表の評定点(以下「工事成績評定点」という。)が65点未満のものは実績として認められない。  
共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法(昭和24年法律第100号)に基づき配置できること。ただし、請負金額が4,000万円以上の場合は専任で配置できること。この場合、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。  
また、主任技術者又は監理技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で技術者が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保をし、発注者の承認を得た場合は主任技術者又は監理技術者の配置は要しない。  
ア 1級若しくは2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。  
なお、詳細については入札説明書による。

- イ 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に完成・引渡しが完了した上記(4)の同種工事の施工経験を有する者であること。  
共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上である場合のものに限る。  
ただし、共同企業体であっては、1人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の施工経験を有していればよい。  
なお、当該施工経験が森林管理局長等が発注した工事に係る施工経験である場合にあつては、工事成績評定の評定点の平均が65点未満のものは施工経験として認めない。
- ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号、第15条第2号に規定する本店、営業所等の専任技術者として登録されている者でないこと。

- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 森林管理局長等が発注した工事で、令和2年度から令和4年度に完成・引渡しした工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。入札説明書参照)。
- (10) 建設業法に基づく「土木工事業」の許可を受けている本店、支店又は営業所が、京都府内、又は隣接する大阪府内、兵庫県内、奈良県内、滋賀県内、三重県内、福井県内に所在すること。また、共同企業体として申請書及び確認資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 以下に定める届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)でないこと。  
ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出  
イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出  
ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (13) (2)の競争参加資格を有していない者であっても、競争参加資格の確認申請を行うことができる。  
この場合、(1)及び(3)から(12)までの事項を全て満たしているときは、開札の時に(2)の事項を満たしていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。ただし、開札の時に(2)の事項を満たしていない場合は、競争参加資格がないものとする。

### 3. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び確認資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和6年3月28日から令和6年4月10日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)

イ 提出場所

〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102

京都大阪森林管理事務所 総務グループ

電話:075-414-9822

メールアドレス:nyusatsu\_kyoto@maff.go.jp

ウ その他

電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は、この場所に原則電子メール(提出期限必着。)で送信すること。

(3) 申請書及び確認資料は入札説明書に基づき作成すること。

(4) 上記(2)のアに規定する期限内に申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

4. 入札手続等

(1) 担当部局：上記3の(2)のイと同じ。

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより入札を予定している者は、電子入札システム内の入札説明書等ダウンロードシステム及び近畿中国森林管理局ホームページから入札説明書等必要な情報を入手すること。

なお、やむを得ない事情等により承諾を得て紙入札方式により入札を予定している者等には下記アからウにより入札説明書等必要な情報を交付する。

ア 交付期間： 令和6年3月27日から令和6年5月7日まで(休日を除く。)の9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)

イ 交付場所： 上記(1)と同じ

ウ その他:配付資料は無料である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札方式による入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

ア 電子入札方式による入札の開始は、令和6年5月1日9時00分、締め切りは、令和6年5月8日10時00分。

イ 紙入札方式による入札の場合は、ウの開札日に入札書を持参し、京都大阪森林管理事務所会議室において令和6年5月8日10時00分に入札すること。

ウ 開札は、令和6年5月8日10時30分に京都大阪森林管理事務所会議室において行

エ 紙入札方式による入札の場合は、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写しを持参し、入札前に確認を受けること。なお、代理人が入札する場合は委任状をあわせて持参し、入札前に確認を受けること。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金：免除

イ 契約保証金：納付

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

(ア) 利付き国債の提供

(イ) 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

- (3) 工事費内訳書の提出  
第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(様式は自由。)を電子入札システムにより提出すること。発注者の承諾を得て紙入札方式により入札する場合は、入札書とともに工事費内訳書(様式は自由。)を提出すること。  
なお、当該工事費内訳書未提出等の入札は無効とする。
- (4) 入札の無効  
ア 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とす  
イ 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。  
ウ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。
- (5) 落札者の決定方法  
落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 配置予定主任技術者等の確認  
落札者決定後、CORINS(一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム)等により配置予定の主任技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定主任技術者等の変更は認められない。
- (7) 契約書作成の要否：要
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口：上記3の(2)のイと同じ。
- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加  
上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3の(2)により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (10) 資料の内容のヒアリング  
資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。
- (11) 本案件は、申請書及び資料の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)」(令和5年6月)による。
- (12) 発注者綱紀保持対策について  
農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方及び働きかけの内容)を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下、「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められる場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。  
(不当な働きかけ)

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
  - ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
  - ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
  - ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
  - ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
  - ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
  - ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
  - ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取
- (13) 建設業者は、建設業法上、その営業所ごとに専任の技術者を置くことになっており、工事の主任技術者等は原則兼務できないことに留意すること。
- (14) 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等について  
工事の施工のために請負契約を締結する工事において、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人とはしないものとする。  
ただし、受注者は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる場合がある。この場合の要件並びに手続き等については、入札説明書等による。
- (15) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について  
受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。
- (16) 本工事請負契約における契約約款は、近畿中国森林管理局ホームページの「国有林野事業工事請負契約約款(令和5年4月6日以降に締結する工事の請負契約から適用)」をダウンロードすること。  
なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とする。

#### お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。  
詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ「発注者綱紀保持対策」をご覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。